

後期高齢者医療制度に加入しているみなさまへ

今月号では、新しい被保険者証・窓口負担割合・保険料の軽減や納付方法についてお知らせします。

新しい保険証

8月1日から新しい被保険者証（黄色）に切り替わるため、7月中旬に新しい被保険者証をお届けします。75歳以上の方は、この被保険者証1枚で病院にかかれます。期限の切れた被保険者証（藍色）は使用できませんので、住民課国保年金班にお返しいただくか、ハサミを入れるなどして裁断し、破棄してください。

窓口での負担割合

病院にかかる場合の窓口負担割合は、前年中の所得に応じて1割（一般の方）または3割（現役並み所得者）となります。いったん3割と判定された方で、申請することにより医療費が1割負担になる方には、「基準

収入額適用申請書」を事前にお送りしますので、7月中旬に住民課国保年金班へ申請してください。

平成24年度の保険料

保険料は、後期高齢者医療制度に加入している75歳以上（及び一定の障害がある65歳以上）の方全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。今年度は保険料の見直しが行われ、賦課限度額が55万円に変更となりました（所得割率、均等割額については前年と同じ）。平成24年度の保険料は、前年中の収入を基に計算し、7月中旬にお知らせします。

保険料の軽減

前年度からの軽減措置が今年度以降も継続され、次の要件に該当する方は、保険料が軽減されます。

（下表参照）

均等割額の軽減	
世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	軽減割合
8.5割軽減に該当し、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない世帯	9割軽減
世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方	8.5割軽減
基礎控除額（33万円）+24万5,000円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯	5割軽減
基礎控除額（33万円）+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯	2割軽減
所得割額の軽減	
基礎控除後の所得金額等	軽減割合
58万円以下（年金収入で153万円～211万円まで）	5割軽減

保険料の支払方法

◎年金からの天引き

2ヶ月に1度支給される年金から保険料が天引きされます。年金からの天引きには特別な手続きの必要はありません。

※75歳の誕生日を迎えた方は、年金からの天引きの手続きが済むまでは納付書による支払いになります。

◎納付書

年金の受け取りが年額18万円未満の方と、介護保険料と合わせた保険料額が年金の受け取り額の半分を超える方は、原則、納付書による支払いとなります。

◎口座振替

年金からの天引きと納付書払いを希望されない方は、ご指定の口座から保険料が引き落とされる口座振替を選択できます。口座振替をご希望される方は、金融機関へ口座振替依頼書の提出が必要です。①振替口座の通帳、②通帳のお届け印、③保険証をお持ちください。

国民年金

保険料の免除・猶予制度があります！

所得の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、本人の申請により保険料の納付が「免除（一部納付）」、

または「猶予」される制度があります。

免除・猶予制度の種類

①免除（全額免除・一部納付）申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額、または一部免除されます。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

対象期間

7月から平成25年6月まで（平成24年度）

※平成23年度の申請は7月未まで

必要なもの

- ①年金手帳、②印かん、③所得証明書（1月2日以降に町内に転入された方）、④雇用保険受給資格者証や離職票（退職による申請の方）

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎（84）1214

還付金詐欺にご注意ください！

「医療費の還付金があります」などと偽り、ATM（現金自動預払機）から現金を振り込ませようとする手口が県内で発生しています。不審な電話にはすぐに対応せず、住民課へお問い合わせください。